

令和 5 年 10 月 20 日

市（区）町村・一部事務組合  
容器包装リサイクル ご担当者 様公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
PETボトル事業部

## PETボトル分別基準適合物の指定法人への引き渡しについて

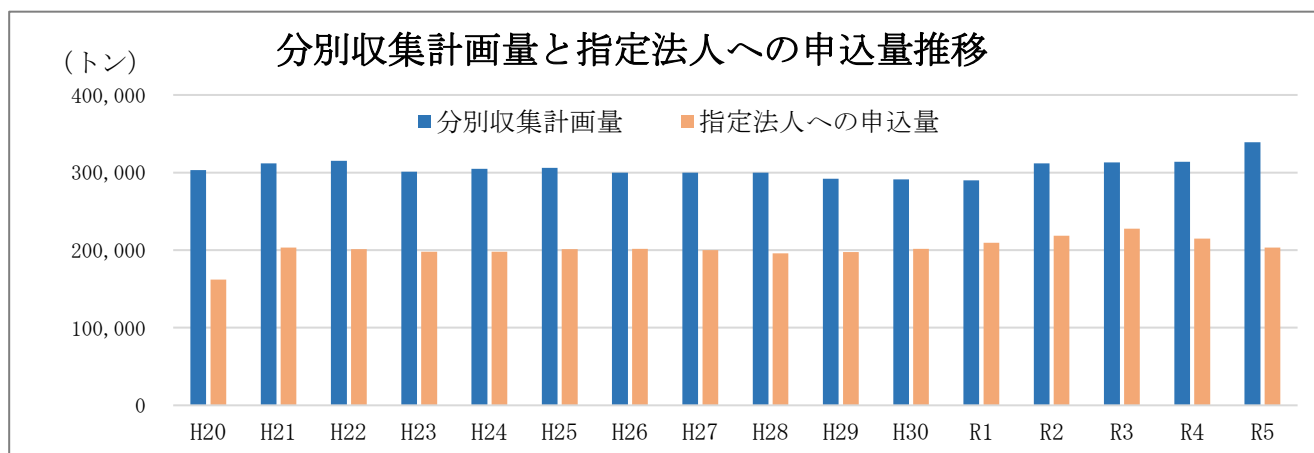
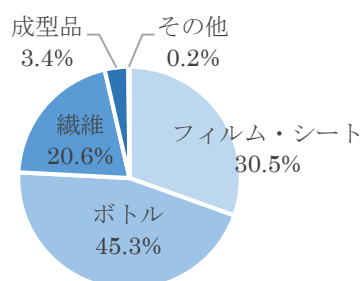
### 1. PETボトルリサイクルの現状

令和4年度、全国の市町村及び一部事務組合から指定法人への使用済みPETボトルの引き渡し量は約22万トンとなり、平成21年度以降、引き渡し量は安定した量となっております。これは、容リ法の基本方針(※)に「市町村により分別収集された使用済みPETボトル等については、指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）への円滑な引き渡しが必要」との文言が加えられ、その重要性を市町村及び一部事務組合ご担当の皆様方にご理解いただいた結果であると考えております。

※容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成18年12月1日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示10号）

当協会の令和4年度用途別再商品化製品販売実績の割合は次項のとおりで、構成比はボトルが全体の45.3%、フィルム・シートが30.5%、繊維が20.6%、成型品が3.4%となっております。現状として、これら様々な用途があることにより、保管施設ごとの品質のバラツキや市況変動があった際も国内のPETボトルリサイクルを維持している状況です。

令和4年度 用途別  
再商品化製品販売実績の割合



## 2. 指定法人ルートへ引き渡した場合の利点

円滑な引き渡しを更に推進し、指定法人ルートを確保することには以下3点のメリットがあります。

### (1) リスク回避（① 引き取り継続、② 財政面、③ 不適正行為）への貢献

当協会の入札により落札し契約を締結した再生処理事業者が、何らかの事情によって分別基準適合物の引き取りができなくなった場合には、当協会が速やかに他の登録事業者への振替を行いますので、該当する市町村自らが代替事業者を探す必要もなく、継続した引取先の確保が可能となり、引き取りが滞るリスクを回避します。

また、費用面では落札結果が逆有償であっても再商品化実施委託単価の市町村負担分のみ（令和5年度は0%であり、市町村の負担はありません）であるため、財政面のリスクを回避します。

更に協会によるきめ細かい再商品化管理により、不法投棄等の不適正行為リスクを回避します。

### (2) 指定法人による効率かつ厳格な再商品化管理

当協会が行う再商品化は、厳格な審査に合格した登録事業者を対象に行う競争入札で委託先が決定され、実際の再商品化業務についても毎月の操業状況の報告の義務付けや、当協会による現地検査での操業管理状況の確認や指導を行っています。更に再商品化製品（フレーク、ペレット等）が実際に個々の利用業者に納入された実績をもとに再商品化されたことを確認しています。協会による一元管理によって、効率的かつ厳格な再商品化管理の実施が可能となります。

### (3) P E Tボトルリサイクル全体像の可視化

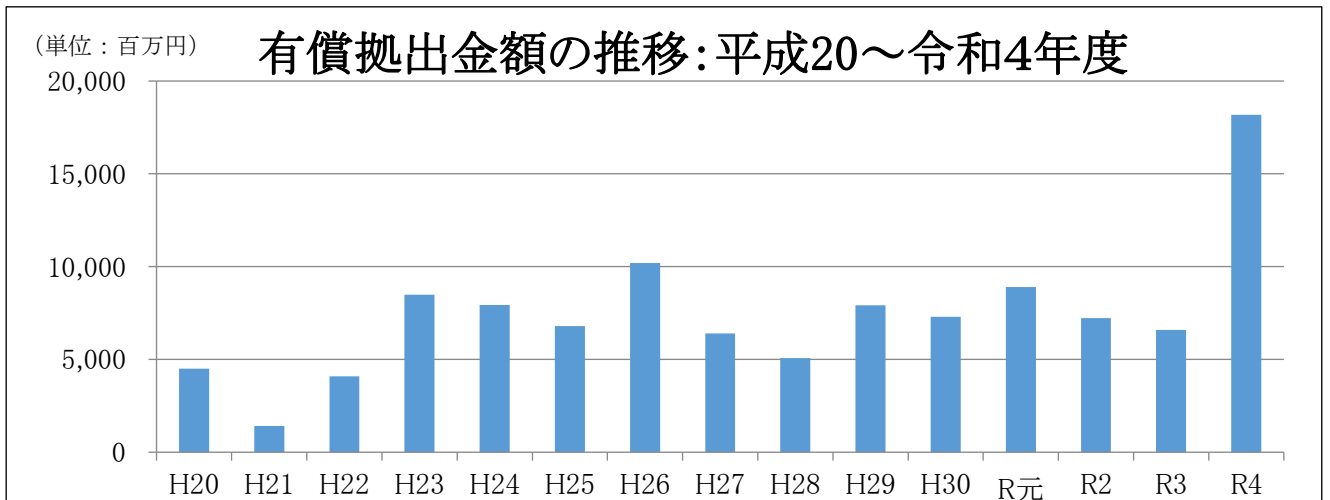
上記（2）のように徹底した再商品化の管理を行い、その結果を当協会のホームページで公開しております。例えば、落札に関しては個々の市町村（保管施設）ごとの落札事業者と落札単価の一覧、再商品化製品の販売実績については、「わたしのまちのリサイクル」のコーナーで個々の市町村が引き渡した使用済みP E Tボトルが何に生まれ変わっているかを、市町村ごとの実績に基づいて分かりやすく公表しています。また、市町村が引き渡した使用済みP E Tボトルが、実際に再生処理事業者でどのように再商品化されているかの状況を市町村のご担当者が直接確認できる「現地確認」の制度もあります。

引き取りから再商品化の状況をまとめて可視化することで全体としての現状が把握できるため、今後の課題整理や改善等の取組に貢献できる可能性が高まります。

## 3. 有償入札分は全額を市町村に拠出

平成18年度より、再生処理事業者の有償入札によって当協会が得た収入相当額は、年度期初（P E Tボトルの場合は上期又は下期）の契約単価が有償である市町村を対象として、引き渡し量と契約単価に基づいて消費税分を除いた全額が、該当する市町村へ「有償拠出金」（寄付金）として拠出されます。

市町村へ拠出した金額は、直近3年間で令和2年度は約72億円、令和3年度は約66億円、令和4年度は約182億円となりました。市況や入札状況により年度ごとに増減しますが、お申込みいただいた市町村へ確実に拠出しています。



なお、各市町村の有償拋出金の計算式は下記のとおりです。

<PETボトルの有償拋出金の計算式>

$$\text{上期拋出金額} \times \frac{\text{各市町村の「上期初契約委託単価} \times \text{上期協会引取量」}}{\text{各市町村の「上期初契約委託単価} \times \text{上期協会引取量」の全国計}} +$$

$$\text{下期拋出金額} \times \frac{\text{各市町村の「下期初契約委託単価} \times \text{下期協会引取量」}}{\text{各市町村の「下期初契約委託単価} \times \text{下期協会引取量」の全国計}} - \text{振り込み手数料}$$

※上期・下期の拋出金額は有償入札によって当協会が得た収入から次年度納税するため消費税額を控除した金額を原資としております

※有償拋出金は上記の計算式のとおり、期初の契約単価をもとに計算されますので、例えば期中に再生処理事業者の事業撤退等で事業者の振替が発生して契約単価が低くなっても、該当する市町村のみが減額されることはありません（拋出金の原資である拋出金額には多少の影響が出ます）。

#### 4. 異物混入防止のお願い

当協会への分別基準適合物の引き渡しにあたり、資料7「容器包装廃棄物単独収集のお願いについて」に記載のとおり、PETボトルの再生処理工程においてガラスの除去が困難であるため、単独収集のご検討を賜りたく、よろしくごお願いいたします。

また、注射針や刃物類等の危険物やリチウムイオン電池等の電池類が分別基準適合物に混入しますと再商品化事業者での労災事故や発火トラブルが発生しかねないことから、再商品化事業者の方への分別基準適合物の引き渡し時に混入させないよう、市町村・一部事務組合の方におかれましてもご対応くださいますようお願いいたします。

以上の点をご理解いただき、我が国のPETボトルリサイクルシステムの維持向上のために、指定法人への申込の検討をお願いします。

以上